

消費者

賃貸アパートの前払い長期契約はよく考えて！

〜解約時のリスクも把握しましょう〜



受験生の子どもをもつAさんは、以前から勧誘されていた賃貸住宅業者の店に行きました。業者から、「志望大学周辺は物件が少ないので、早く申し込みをしたほうが良い」と言われ、家具家電光熱費込み賃貸住宅の4年契約で総額三百数十万円の前払いのプランに申し込み、クレジットカードで支払うこととしました。

冷静になって考えると、まだ大学へ合格したわけでもないのに、翌日解約の申し出をしたところ、「不合格でも他の物件に変更可能です。様子を見ては」と言われました。しかし、解約したいと思ったAさんは、消費者センターへ相談しました。

消費者センターで契約書を確認したところ、解約時には契約手数料十数万円は返金されない契約になっていました。

Aさんの事例は、入居まで期間があることもあり、消費者センターの

あつせんで解約することができましたが、このような事例では、契約内容をよく理解しないで契約したため、思ったほどお金が返ってこないなどの相談も寄せられています。

このように、値引きや家電付きなどの特典に引かれて、大学通学期間や転勤期間に合わせて数年に及ぶ一括払いの長期契約を結ぶケースが見られますが、留学や転勤、入居者間のトラブルなど、契約途中で退去せざるを得ないケースもあります。

また、長期契約の契約金全額をクレジットで前払いすると、毎月の返済額は金利手数料を含んだ金額となるので、メリットがあるのかどうか、慎重に検討する必要があります。

進学や単身赴任などで賃貸アパートの契約を検討中のかたは、契約内容や支払い方法、家賃の他に発生する費用、退去や解約時に発生する費用なども考慮して契約しましょう。

■ご相談は消費者センター(メルカつきまち4階、相談専用☎829・1234)へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。月曜日休業(祝日の場合、直後の平日)。土・日・祝日も相談できます。